

事務所コラム

2014年12月8日(月)

(本店) 〒133-0052 東京都江戸川区東小岩 6-3-8 1F Email reiko@ebihara-tax.jp
税理士法人海老原税理士事務所 TEL 03-5612-1821 FAX 03-5612-1822
(支店) 〒062-0035 札幌市豊平区西岡 5条 14丁目 13-11 Email info@mpc55.jp
横井税理士事務所 TEL 011-584-8855 FAX 011-584-8828

マイカー通勤者の通勤手当の 非課税限度額改定

円安と消費税アップで改定

給与計算の非課税項目の通勤手当の非課税限度額が改定されました。10月に発表されましたが4月に遡って適用されます。改定されたのはマイカー通勤に対する通勤手当の非課税限度額が引き上げられました。限度額引き上げは平成26年3月31日以前に支払われた通勤手当や、3月までに支払われるべき手当が4月に入って支払われたものは対象になりません。

4月に遡ったのは消費税が上がった事や円安の影響があった為とみられます。

年末調整での精算は

自動車や自転車等の交通用具を使用し、通勤している人に対して

- ①今までは改正前の非課税額を適用して源泉徴収していましたが、改正後の非課税額で新たに非課税となった金額を計算します。
- ②源泉徴収簿の年末調整欄余白に「非課税となる通勤手当〇〇円」と表示して新たに非限度額課税となった部分の金額を記入します。
- ③源泉徴収簿の年調欄の給与・手当の欄には総支給金額から新たに非課税となった部分の金額を差し引いた後の総支給額を記入します。

このようにして改正後の非課税になった部分の金額を本年の給与総額から差し引いた後の総額を基に年末調整を行います。

自動車や自転車等の通勤者の非課税限度額

(片道の通勤距離)	改正後の金額
ア、55 km以上	31,600円
イ、45 km以上 55 km未満	28,000円
ウ、35 km以上 45 km未満	24,400円
エ、25 km以上 35 km未満	18,700円
オ、15 km以上 25 km未満	12,900円
カ、10 km以上 15 km未満	7,100円
キ、2 km以上 10 km未満	4,200円
ク、2 km未満	全額課税

交通機関を利用している人に支給する通勤手当の1か月当たりの合理的な運賃等の額の限度額100,000円に変更はありません。



ガソリンは4月から消費税アップと地球温暖化対策の石油石炭税改定の増税もあり、1ℓ当たり5円位の増税になっています